

資料1：警察庁Webサイト_安全運転管理者の業務の拡充等

安全運転管理者の業務の拡充等

一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として安全運転管理者の選任を行わなければならない。

※ 詳細については、「安全運転管理者制度の概要」を御参照ください。

業務使用の自家用自動車における飲酒運転防止対策を強化することを目的として、令和3年の道路交通法施行規則の改正により、

① 安全運転管理者に対し、目視等により運転者の酒気帯びの有無の確認を行うこと及びその内容を記録して1年間保存することを義務付ける規定（令和4年4月1日から施行）

② 安全運転管理者に対し、アルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無の確認を行うこと並びにその内容を記録して1年間保存すること及びアルコール検知器を常時有効に保持することを義務付ける規定が設けられました。

このうち②の規定については、令和5年の道路交通法施行規則の改正により、令和5年12月1日より施行することとされました。

※ 詳細については、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴うアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等について（通達）」を御参照ください。

※ アルコール検知器を用いた酒気帯び確認等に係るQ & Aについては「こちら」を御参照ください。

- 各部署から > 長官官房 > 生活安全局 > 刑事局 > 組織犯罪対策部 > 交通局 > 警備局 > サイバー警察局



また、令和4年の道路交通法の改正により、安全運転管理者の選任義務違反に対する罰則が、5万円以下の罰金であったものが、50万円以下の罰金に引き上げられました（令和4年10月1日から施行）。

飲酒運転の根絶に向けて、御理解と御協力をお願いします。

※安全運転管理者等に関する届出のオンライン申請についてはこちら

前のページに戻る

- 警察庁について > 警察庁の概要 > 国家公安委員会委員長・委員 > 所管の法人 > 採用情報 > キッズページ
- お知らせ > 会見 > パブリック・コメント > 報道発表 > 行事案内 > 調達・公募情報 > 警察庁関連報道に対する考え方 > その他
- 政策 > 政策一覧 > 審議会・研究会 > 予算・決算 > 申請・届出等 > 政策評価等 > 情報公開
- 法令 > 所管法令 > 国会提出法案 > 告知 > 通知・通達 > 法令適用事前確認手続
- 各部署から > 長官官房 > 生活安全局 > 刑事局 > 組織犯罪対策部 > 交通局 > 警備局 > サイバー警察局
- 附属機関・地方機関 > 警察大学校 > 科学警察研究所 > 皇宮警察本部 > 東北管区警察局 > 関東管区警察局 > 中部管区警察局 > 近畿管区警察局 > 中国四国管区警察局 > 中国四国管区警察局四国警察支局 > 九州管区警察局 > 東京都警察情報通信部 > 北海道警察情報通信部
- 都道府県警察本部リンク > 関連リンク
- 利用規約・免責事項・著作権 > プライバシーポリシー > ウェブアクセシビリティ > サイトマップ > RSS配信について

警察庁

〒100-8974 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 電話番号 03-3581-0141 (代表) > ※留意事項 法人番号 8000012130001

> ご意見、各種相談・情報提供等 > アクセス (地図)